第 1条 本会の目的は、次条の手続きにより入会した会員または会員の家族(以下「会員等」という)の死亡に際し、株式会社いせ典礼に葬儀施行の申し込みを した場合に、会員等の遺族又は相続人(以下「遺族等」という)に対し相互扶助の精神に基づく会員割引及び葬儀費用の事前準備、生前予約、その他の各 種相談サービスを提供することにより会員の利便を図り会員の精神的経済的負担を軽減することを目的とします。

(会員等)

(目的)

- 第 2条 本会の会員は、次の各項に該当する方とします。
  - 1. 本会の趣旨に賛同し、「てんれい友の会」会員規約を承認し、入会手続きを完了し、本会が入会を認めた方とします。
  - 2. 入会できる会員の年齢は、原則として満20歳以上から85歳までの方とします。
  - 3. 入会申込書に記入した内容に虚偽の記載があった時は入会を認めないことがあります。

(入会手続き等)

- 第 3条 本会に入会しようとする方は、所定の「てんれい友の会」入会申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上第6条に定める入会金を添えててんれい友の会本部に申し出て頂くこととします。
  - 2.「てんれい友の会」本部は、入会申込書に基づき所定の契約手続きを行い、「てんれい友の会」の会員であることを証する「会員証書」を交付します。
  - 3. 第7条の葬儀施行に伴う会員割引となる方は入会申し込み時に登録した名簿によるものとします。
  - 4. 会員ンp地位及び権利はあらかじめ「てんれい友の会」本部の承諾を得て、他の家族に譲渡することが出来ます。

(会員資格の期限等)

第 4条 会員の資格は終身(生涯資格)とします。

(告知義務違反による契約の解除)

第 5条 入会申し込みの際、申込者または会員が故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったかまたは事実ではないことを記載した場合は契 約を解除されます。

(入会金または入会金の払い込み)

- 第 6条 本会の入会金、入会金の払い込み方法は、次の通りとします。
  - 1. 入会金は、1会員につき5,000円とします。
  - 2. 入会金は入会申し込み時に現金により一括払いとします。
  - 3. 入会金は返還しません。

(葬儀施行に伴う会員割引適用の範囲)

- 第 7条 葬儀施行に伴う会員割引適用の範囲は、次のとおりとします。
  - 1. 会員等(会員本人及び入会時に登録された会員の家族)が、入会の日から起算して7日以降に死亡し、株式会社いせ典礼を利用して葬儀を行ったときは、基本葬儀料金の10%に相当する額を施行代金から割引いたします。
  - 2. 複数の会員から同一の葬儀に対して葬儀施行の申し込みがあったときは、一人の会員のみの権利行使が認められ、重複適用は受けられません。
  - 3. てんれい友の会の会員または登録家族が、重複して他の契約による会員割引適用対象会員である場合は、原則として、てんれい友の会の会員特典を優先するものとし、重複適用は受けられません。
  - 4. 基本葬儀料の内訳は、いせ典礼葬儀料金表によります。

(葬儀の施行割引の適用地域)

第 8条 葬儀の割引施行の適用地域は、株式会社いせ典礼の営業地域内とします。

(葬儀施行の申し込み手続き)

第 9条 会員等が死亡し、株式会社いせ典礼に葬儀の施行を申し込むときは、必ず事前に会員証書を提示するものとします。

(会員等の特典等)

- 第10条 会員等は第7条に定める割引を受けることが出来るほか、会員等の希望により次の特典が受けることが出来ます。但し、会員割引及び下記1から2までの「てんれい友の会」の特典といせ典礼が独自に行っているサービス(特典)が実質的に同一である場合は「てんれい友の会」の特典を優先するものとし、 重複して同一の特典を受けることが出来ません。
  - 1.「生前予約」制度の利用
  - 2. 「法律 税務 各種手続きなどの相談サービス」(但し、相談サービスの内容によっては有料の場合もあります)

(変更事項の届け出)

- 第11条 会員は入会申込書に記載した事項に変更が生じた時は速やかに「てんれい友の会」本部に変更事項を届け出るものとします。
  - 2. 前項の変更届がなかった場合は、葬儀の施行に際して割引適用が受けられないことがあります。

(転居等による登録替え)

- 第12条 転居等により、入会申し込みをしたいせ典礼から葬儀の施行及び会員割引の給付を受けられないときは、追加登録料5,000円で全国ネットのif共 済会に登録替え(新規入会の場合入会金10,000円)をすることにより(変更手続き終了後7日目以降に限る)転居先地域の「if共済会」加盟葬儀 社が葬儀施行及び弔慰金(基本料金の10%相当額)の給付を受けることが出来ます。
  - 2. 転居先地域の「if共済会」加盟葬儀社(葬儀施行申し込み先)は会員が選択・決定することが出来ます。

(会員証書の再交付)

- 第13条 会員証書を盗難、紛失あるいは毀損した場合は、次の条件により再交付を受けることが出来ます。
  - 1. 再交付後の旧会員証書は無効とします。
  - 2. 再交付に関わる実費は会員の負担とします。
  - 3. 第3条4項の会員証書の譲渡による名義の書き換えに関わる実費は当該会員の負担とします。

(葬儀の施行・会員割引及びその他の特典が受けられない場合)

- 第14条 次の場合は、葬儀の施行及び会員割引及び第10条に定める会員の特典は受けられないことがあります。
  - 1. 入会申し込みの際、申込者または会員が故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったかまたは虚偽の記載があったとき。
  - 2. 会員であることが確認できないとき。
  - 3. 天変地異等特殊な事情により加盟葬儀社が葬儀の施行が出来ない状況が生じたとき。

(クーリングオフ・入会申し込みの取り消し)

第15条 入会を申し込まれた方は、入会申込書(控)を受領した日を含み8日間は、本会に対し書面により入会申し込みの撤回をすることができます。その効力は書面(封筒・はがき)を発送したときから生じます。この場合入会申し込みの方には一切費用負担はなく、またすでに納入された入会金は遅延なく全額返還します。

(協議解決)

第16条 本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及び「てんれい友の会」本部にて誠実に協議解決するものとします。

(間合せ・相談窓口)

第17条 この契約についての問い合わせ及び相談窓口は、次の場所で行います。

「てんれい友の会」本部 伊勢市小俣町元町451 株式会社いせ典礼内 TEL0596-22-4330